

# ○放射性同位元素等の運搬の届出等に関する事務取扱要領

〔 令和 5 年 3 月 2 2 日 〕  
〔 例規甲（生企許）第 8 1 号 〕

## 第 1 趣旨

この要領は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号。以下「法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和 3 5 年政令第 2 5 9 号）及び放射性同位元素等の運搬の届出等に関する内閣府令（昭和 5 6 年総理府令第 3 0 号。以下「府令」という。）に基づく公安委員会の事務等について、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）等に基づき、その取扱手続等必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 運搬の届出の受理

- 1 生活安全部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）は、法第 1 8 条第 5 項（法第 2 5 条の 5 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物（以下「放射性同位元素等」という。）の運搬の届出（記載事項変更による届出を含む。以下同じ。）を受けたときは、放射性同位元素等運搬届出書（府令別記様式第 1。以下「届出書」という。）の記載内容等について届出者（運搬について責任を有する者。以下同じ。）と面接して確認の上、届出書の受理手続を進めるものとする。ただし、運搬が 2 以上の都道府県にわたることとなる場合における他の公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）を経由した届出については、面接による確認は要しない。

なお、関係公安委員会宛ての届出書の提出を受けたときは、これら関係公安委員会に送付する宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるとともに、届出内容を点検し、所要事項を関係公安委員会に通知した上、これを当該関係公安委員会に送付するものとする。

- 2 主管課長は、急を要するやむを得ない理由があると認めた場合は、府令第 2 条第 3 項の規定により、運搬の届出の提出期限を定めるものとする。ただし、運搬が 2 以上の都道府県にわたる場合は関係公安委員会と調整の上、定めるものとする。

なお、「急を要するやむを得ない理由」とは、府令第 2 条第 3 項各号の提出期限内における届出書の提出を求めることが明らかに不合理と認められるような緊急事態が発生した場合をいい、緊急に運搬しなければならなくなった理由又は運搬を行わない場合に生ずる社会的影響に鑑み、個別に判断するものとする。

## 第 3 協議

主管課長は、届出を受けたときは、直ちに生活安全部長に報告するものとし、生活安全部長は、交通部長及び警備部長に届出書の写しを送付し、地域的又は時期的な特

殊事情等を踏まえるなど、運搬の日時、経路等その安全性について協議を行うものとする。

#### 第4 指示

- 1 生活安全部長は、第3の協議結果を検討し、放射性同位元素等の運搬に伴う放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、府令第3条第1項各号に掲げる事項について放射性同位元素等運搬指示書（府令別記様式第2。以下「指示書」という。）を作成し、届出者に指示するものとする。
- 2 警備部長は、運搬する放射性同位元素等が特定放射性同位元素（法第2条第3項に規定する特定放射性同位元素をいう。以下同じ。）に該当し、その防護のため必要があると認めるときは、府令第3条第2項に掲げる事項について届出者に指示するものとする。このとき、指示書については生活安全部長が1の指示とともにとりまとめて作成し、指示書を届出者に交付する際に警備部長が指定する警備部警備第二課の担当者が立ち合い、指示内容について届出者に説明すること。
- 3 主管課長は、運搬が2以上の都道府県にわたる場合において、指示が行われることとなったときは、当該指示の内容をあらかじめ関係公安委員会に通知するものとする。

#### 第5 立入検査等

- 1 生活安全部長は、放射性同位元素等の運搬に関する指示に際し、必要があると認めるときは、法第43条の2の規定により、主管課長又は警察署長を指揮して関係事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要最小限度の放射性同位元素等を収去させるものとする。
- 2 指揮を受けた主管課長又は警察署長は、速やかに立入検査等を実施し、その結果を放射性同位元素等取扱事業所に対する立入検査等実施結果報告書（第1号様式）により生活安全部長に報告するものとする。

#### 第6 受理済届出書の交付

主管課長は、届出書の提出を受けたときは、第2から第5までの手続後、届出書2通のうち1通に届出を受理した旨を記載した上、山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）に規定する1号印を押印し、第2の2で受理した届出書にあつては「緊急受理」と朱書し、指示のある場合は指示書とともに運搬に関して責任のある者に直接交付するものとし、指示のない場合は直接交付するほか、届出者が希望する場合は郵送により交付できるものとする。ただし、郵送する場合は、あらかじめ届出者から宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるものとするが、郵送しなかったときは、直接交付する際に封筒を返還するものとする。

なお、関係公安委員会を経由した運搬届出に係る受理済届出書については、当該関係公安委員会を経由して交付するものとし、関係公安委員会から送付を受けた受理済届出書については、当該関係公安委員会に代わってこれを交付するものとする。

#### 第7 届出書の記載事項の変更の取扱い

- 1 運搬の届出後、届出書の記載事項に変更が生じた場合には、改めて運搬届出書を2通提出することとなる。この場合、運搬開始の1週間前又は2週間前に提出するという期限には拘束されないが、速やかに提出するよう指導するものとする。
- 2 届出書の記載事項の変更かどうかの判断は、最初の運搬の届出と基本的に同一性があるかどうかによることとし、また、運搬予定日が2週間以上遅れる場合には、新たな届出書を提出するものとする。

#### 第8 緊急やむを得ない事情による変更の取扱い

天候の急変等の緊急やむを得ない事情により運搬の日時等を変更する場合には、それぞれの公安委員会に口頭（電話）で連絡させ、その後速やかに届出書2通を提出させるものとする。この場合、出発地の公安委員会において受理済届出書を交付することとなるので、本県が出発地である場合、主管課長はこれを交付するものとする。

なお、勤務時間外に緊急やむを得ず変更の申出をする場合にあっては、警察本部総合当直に口頭（電話）報告させるとともに、その後速やかに文書（緊急用変更報告書（別紙）の例による。）を提出させるものとし、報告を受けた警察本部総合当直の宿日直責任者は主管課長、生活安全部地域課長、交通部交通規制課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長（高速自動車国道等を通行するときに限る。）、警備部警備第二課長及び通過地を管轄する警察署長に速報し、連絡を受けた担当者は運搬の安全に遺漏のないよう必要な措置を講ずること。

#### 第9 関係所属長に対する通報

##### 1 届出の内容

主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、その内容を生活安全部地域課長、交通部交通規制課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長（高速自動車国道等を通行するときに限る。）、警備部警備第二課長及び通過地を管轄する警察署長に通報するものとする。

##### 2 指示の内容

主管課長は、運搬に関して指示がされたとき、及び関係公安委員会から指示の内容について通知を受けたときは、その内容を関係所属長に通知するものとする。

#### 第10 関係公安委員会との連絡

運搬が2以上の都道府県にわたる場合における運搬届出の受理並びに受理済届出書の交付及び指示については、運搬の出発地を管轄する公安委員会を通じて行うものであることから、主管課長は、当該運搬に係る放射線障害の防止等公共の安全を図るた

め、関係公安委員会と緊密な連絡を保ち、届出書等の確実な送付を行うこと。

## 第1 1 事故届、運搬中の事故報告及び報告徴収

### 1 事故の届出受理

放射性同位元素等の盗取、所在不明その他の事故が発生したときは、法第3 2条の規定により、事業者等は、遅滞なく警察官等に届け出ることとされていることから、警察官が事故届を受理した場合は、事故の把握に努め、主管課長を経由して警察本部長に速報するとともに、関係者と協力して負傷者の救護、交通規制等必要な措置を講ずること。このとき、事故が発生した放射性同位元素等が特定放射性同位元素に該当する場合は、主管課長は警備部長に速報し、警備部長は関係者と協力して特定放射性同位元素の防護のために必要な措置を講ずること。

### 2 運搬中の事故発生報告

法第3 1条の2及び府令第5条の規定による運搬中における事故報告は、原則、事故が発生した公安委員会へ電話で直ちに報告させるものとし、報告を受けた生活安全部長は、関係公安委員会に連絡するものとする。

なお、府令第5条第2項に規定する事項を記載した報告書にあっては、同条第3項の規定により、事故発生から10日以内に提出することになっているが、この場合、郵送等での提出を認めるものとする。

### 3 運搬の状況に関する報告の徴収

運搬に関し、放射線障害を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、法第4 2条第1項及び府令第6条の規定により、生活安全部長は、次の事項について原則として文書により報告させるものとする。

ア 放射性同位元素等の運搬従事者に対する安全教育、訓練等の実施状況

イ 放射性同位元素等の運搬実績

ウ その他運搬に係る必要な事項

## 第1 2 運搬に関する措置命令等

1 警察官は、放射性同位元素等の運搬途中において、公共の安全を図るため特に必要と認める状況を認知した場合は、直ちに主管課長を経由して生活安全部長に報告するものとし、生活安全部長は、その状況を検討の上、警察官を指揮し、当該運搬車両を停止して検査させ、必要な限度において、経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずるものとする。

2 生活安全部長は、措置命令を行ったときは、速やかに関係公安委員会に通知し、十分な連絡調整を行うものとする。

## 第1 3 実態の把握及び資料の整備

主管課長は、放射性同位元素等の運搬に係る事務を適正かつ円滑に処理するため、平素から交通部の関係所属長及び警察署長と連携を図り、通常、放射性同位元素等の

運搬の経路となる道路等の状況について実態把握に努めるとともに、第11の報告を受けた資料を整備しておくものとする。

#### 第14 簿冊の備付け

主管課長は、次の簿冊を備え付け、取扱いの都度、所要事項を記載し、処理の経過を記録しておくものとする。

- (1) 放射性同位元素等運搬届出台帳（第2号様式）
- (2) 放射性同位元素等運搬指示書交付台帳（第3号様式）

#### 第15 留意事項

- 1 届出後の手続を早期に行うため、運搬業者に対して平素から連絡を密にし、運搬に際しては、事前に運搬内容の連絡が得られるよう関係者の協力を得ておくこと。
- 2 届出は、1車列ごとに行わせること。
- 3 運搬同行責任者、同行者、運転者、積載車両等については、1運搬につきそれぞれ1人（1台）まで予備員及び予備車両を認め、その旨を届出書に記載させるとともに、予備員及び予備車両への変更は、改めて届出書の提出の必要はないが、出発前に必ず通過地を管轄する公安委員会に連絡するよう指導すること。
- 4 指示書の交付は、届出者が指示の内容を履行するため必要な期間を考慮するとともに、指示の内容及び趣旨を届出者に十分に説明し、運搬従事者にも周知させるよう指導すること。
- 5 緊急やむを得ない理由により、届出書の記載事項に変更が生じたときは、電話等により直ちに主管課長（勤務時間外の場合は警察本部総合当直）に連絡し、その後速やかに文書による届出をするよう指導すること。
- 6 運搬が2以上の都道府県にわたる場合の運搬届出の受理並びに受理済届出書及び指示書の交付については、出発地の公安委員会を経由して行われることから、送受に当たっては、その経過を明確にするとともに紛失防止等に配慮すること。

#### 第16 警察庁等への報告

##### 1 届出の受理報告

主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、その概要を警察庁及び関東管区警察局に報告するものとする。ただし、他の公安委員会を経由した届出を受理した場合は、これを省略することができる。

##### 2 事故の報告

主管課長は、放射性物質の盗取、所在不明等運搬に係る事故が発生したときは、その内容を警察庁及び関東管区警察局に報告するとともに、関係公安委員会に通報するものとする。

様式 省略